

第10回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会 議事要録

会議名称	第10回 小平・村山・大和衛生組合新ごみ焼却施設の整備に係る懇談会
開催日時	平成29年10月24日(火) 19:00～21:00
開催場所	小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室
次第	1. 開会 2. 議事 (1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) 3. その他 4. 閉会
配付資料	・資料1 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) ・資料2 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) 新旧対照表 ・資料3 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) 市民説明会資料
出席者	[委員] 木田礼子、加藤利幸、霜出貞男、深澤洋子、小町哲也、鈴木寿子 田村茂(座長)、諸江大、谷川哲男、中島裕輔(座長代理) [事務局] 村上哲弥(事務局長)、片山敬(参事(施設整備))、小暮与志夫(参事(施設更新))、 伊藤智(計画課長)、小島淳(計画課主任)、山下知良(計画課)
欠席者	延味道都、藤原哲重、邑上良一
傍聴者数	3名
担当	計画課

1 開会

- ・ 事務局より、延味委員、藤原委員、邑上委員が欠席、鈴木委員が30分遅れる旨を報告する。
- ・ 事務局より、資料の確認をした。

資料1 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案)

資料2 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 新旧対照表

資料3 ----- (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案) 市民説明会資料

<進行交代>

2 議事

(1) (仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画 (案)

前回、(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(素案) 9月版について意見をいただき、最終的に(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) を取りまとめた。この案をもとに11月からのパブリックコメント、市民説明会を行う。

- ・ 事務局より、(仮称) 新ごみ焼却施設整備基本計画(案) について説明した。

「資源物中間処理施設」については、平成31年度(2018年度)」とあるが、「2019年度」と訂正した。「不燃・粗大ごみ焼却施設」については、平成32年度(2019年度)」とあるが「2020年度」と訂正した。

整備方針で、「目指すべき施設の姿」の実現に向けて、稼働後の運営も見据え、「以下の方針をもって整備を」と記載を「以下の方針に基づき」と訂正した。あわせて、その下の整備方針の「環境に配慮した施設」の中、以前は「施設内の緑化や」とあったが、「敷地内」と訂正した。また、以前は「緑化や建物デザインに配慮し、周辺の景観や歴史的・自然的資源である玉川上水と緑道との」とあったが、「玉川上水緑道」と訂正した。「市民に親しまれ、地域に貢献できる施設」のところで、以前は「施設見学や環境学習等を通じ、環境教育・学習の拠点となるような施設」としていたが、「ような」を削除した。

第3節、計画目標年次の「平成37年度(2025年度)の施設稼働から7年後の平成43年度(2033年度)」と記載していたが、「2031年度」と訂正した。

第2章、第1節の2、将来人口、ごみ排出量の予測の「表2-1 ごみ排出量及びごみ焼却量の予測結果」については、表の左側、以前は「人口(人/年)」となっていたが、「人口(人)」と修正した。また、新たに、「3市の一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月策定予定)を基に、組合で予測」という文言を追加した。①について、以前は「将来人口について、小平市は」となっていたが、「将来人口について、一般廃棄物処理基本計画では、」という文言を追加した。第2章、第1節の3の(2)、表2-3の右上に単位が記載していたのを削除し、それぞれの数字に単位を記載した。また、注意書きの部分、以前は「1日当たりの災害廃棄物量=災害廃棄物量/」となっていたが、「震災廃棄物 内、可燃物量/4年」と訂正した。表2-4「自治体 N市」とあったが、N市の竣工年度が「平成34年3月予定」となっ

ていたが、「平成34年度中」と訂正した。

第3節の1、表2-6の表の下、以前は「濃度は酸素12%換算値です。」となっていたが、「値は酸素濃度12%換算値です。」と訂正したこと、※2については、「排ガス量及びK値から算出されます。」を「排ガス量、K値等から算出されます。」と訂正し、「当地域はK値=6.42」を「当地域のK値=」と訂正した。また、表2-6に「水銀※3」をつけ、注のところにも「※3水銀の法規制値は、平成30年4月1日施行。」を追加した。4の排水、以前は「下水道排除基準値以下とし」となっていたが「下水排除基準以下とし」と訂正した。

第5節の2、以前は「これらの項目について、小平市の各種防災に関する計画等と整合を図りながら検討することとします。」としていたが、「これらの項目については、小平市の各種防災に関する計画等と整合を図ります。」とした。また、表2-13「一般的な避難者の受入れ及び周辺地域の対応 ④ 電源の確保」だが、「商用電力復旧前においては非常用発電機により、災害情報の発信、」という文言を入れた。

第3章 第1節の2 表3-1の建設実績の評価について、以前は「ストーカ式が優位である」としていたが、「ストーカ式に優位性がある」と訂正した。また、製造メーカーだが、以前は「両方式共、数社ある。」としていたが、「両方式とも、複数社ある。」と訂正した。また、「共」という字が漢字になっていた部分を平仮名に訂正した。

第4章第1節6の表4-6、4-7、4-8について、順番を入れかえた。このため「計画煙突高さを既存3号ごみ焼却施設と同じ59.5mとした場合」の部分だが、以前は、「拡散計算を行って地上到達濃度を比較しました。」とあったが、「拡散計算を行って両者を比較しました。」と訂正し、「地上到達濃度の比較を」に続く部分については、順番を入れかえたため、新しいほうの順番に訂正した。表4-6の「現況の大気環境中の濃度」をつけ加えた。表4-8については、「地上到達濃度」と「希釈倍率」の順番を入れかえた。また、「評価」の中の文言についても、以前は「大気中の物質を安定した精度したで測定することができる」とされている濃度は、小数点第3位程度とされています。」という文言だったが、「大気中の物質を安定した精度で測定することができる濃度は」と訂正した。また、以前は、表の外にあった文言「また」から始まる部分と「結果は」から始まる部分を「評価」の中に入れた。下線部分だが、新しいほうでは両者とも「地上到達濃度は小数点第4位以下であり、現況の大気環境中の濃度に比べても十分」という部分に追加した。また、「また、現況の大気中の濃度に地上到達濃度を付加しても環境基準等を下回る濃度であり、生活環境への影響は軽微となっています。」と入れた。表4-10の「その他」の部分だが、以前は「コスト」としておきまして、「低いほど少ない」という文言が入っていたが、「その他」と訂正し、「60mを超える煙突は、建物と一体化が困難であるため独立煙突となり、コストは上昇する。」と訂正した。

第2節の1、配置計画(1)施設配置計画については、以前は「建設予定地北側の小平市道第A-1号線に面するエリアを確保し、開放的な施設の配置とします。」となっていたが、「面するエリアの施設配置は、開放的な空間となるように配慮します。」と、言い方を若干変更した。図4-1、「新ごみ焼却施設」や「新管理棟」と書かれていた文字を大きくした。2の(2)、「東京都建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の断熱性の向上や」という文言をつけ加えた。図4-2について、「煙突高さ59.5m、

「2.2m以下」、「1.5m以下」、「小平市風致地区条例による規制範囲」、「新管理棟」を追加した。

第3節の1だが、以前は「本施設及び（仮称）不燃・粗大ごみ焼却施設を」という文言の、「本施設及び（仮称）不燃粗大」を削り、「ごみ焼却施設を」とした。また、2については、以前は「ごみ処理、環境問題に対する」となっていたので、「関する」に訂正した。

第5章第2節、以前の「なお、この判断に当たっては」を削除した。また、結びについても、以前は「専門的な知識や経験を継承することについても視野に入れることとします。」となっていたが、「専門的な知識や経験を継承することについて留意することとします。」とした。

第7章の表7-1について、年度部分に西暦を追加した。また、以前は「焼却炉」としていたが、「ごみ焼却施設」と訂正した。また、以前は「既存焼却施設運営継続整備工事」という項目があったが、当初4・5号炉を解体し、この跡地に新ごみ焼却施設を建設する予定をされており、この場合には各種工事が必要だと考えていたため、この「整備工事」という項目を入れていたが、現在は3号炉を解体して新ごみ焼却施設を建設する予定となっているので、その工事が不要だと判断し削除した。

（座長） 質問等あるか。新旧対照表の第3節の計画目標年次だが、平成37年度から7年後というところと平成44年度ではないかと思うが。

（事務局） 平成37年度を加える。

（委員） 7年目のほうがよいのではないかと。7年後ではなくて、平成37年度を入れるのであれば、施設稼働から7年目というほうがよいので、7年後だと足しなくなる。

（座長） ほとんどが語句の整理、表示の変更ということで、大きな変更というのは特になく、逆に前回で要望したことが組み込まれているというところだと思う。

（委員） DBO方式、公設民営方式のことについて、そういう場合に最初に契約してしまうわけだから、ごみが減ったときに減った経費の削減というのが、民間の請け負った会社のほうだけではなくて、市でもそのメリットが民間と分けられるような配慮が必要ではないかと思うが、そのことについては書き込みにくいのか。

（委員） ここでは、事業方針の考え方と書いている。ですから事業方式のDBOの中のことを具体的にという文言ではない。どこでもDBOでやっていて、ごみ量が減った場合にどうするかということ、ごみ量が減って焼却量が減れば、薬剤や水や電気、いろいろ変わってくるが、そのようなことは、要求水準書の中で書いていく。

（委員） それは、私は理解したとしても、一般の市民に説明するときに、公設民営で大丈夫かとか、民間がいいところを全部持ってってしまうのではないかとか、そう思われることに対して、説明があったほうがいいのかという、そういう気持ちはある。

（委員） 例えば、20年間やれば、いろんな要素が変わる可能性がある。そういうところのリスク分担をどうするかというのは、要求水準書の中できちっと書き込んでいるというのを一般的にやっているのだから、今言われたことを書き込まなくても、口頭で説明してもらおうとか、それをやっておくとよいと思う。

（座長） 基本計画なので、本当に細かく書けば、どれぐらい厚くなるかわからない。それこそ要

求水準書になってしまう。

(委員) この計画で例えば焼却施設を建設していく途中の過程とか、今ここら辺まで来ているという、建設中の見学は考えられないのか。例えばこう計画している、今こういう機械が入った、こういうのがあったというのを、住民としてはどこまで進んでいるのか見たいという気もする。毎日工事しているがどこまで進んでいるのか知りたい。

(座長) それは実際に工事が始まってからの話になると思うので、いつのどの時点でどういう状態か、確かに気にはなる。

(事務局) 連絡協議会の中で工事の進捗状況を報告していく。それと、安全が確保できる範囲の中で見られるポイントがあれば、見学できるよう考えていく。

- ・ 事務局より、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)の市民説明会資料について説明した。

11月13日から始まります市民説明会で説明する資料を使って説明する。説明会までは少し先なので、言葉、画面等、多少変わる可能性がある。

それでは、(仮称)新ごみ焼却施設整備基本計画(案)について説明する。こちらのパワーポイントの資料を中心に説明する。

昨年5月から、施設整備基本計画の策定作業を行ってきた。整備基本計画の案がまとまったので、本日、概要について説明する。

整備基本計画案については、パブリックコメントを募集し、整備基本計画として取りまとめていきたいと考えている。

整備基本計画については、組合ホームページ等でお知らせする。あわせてパブリックコメントに対する見解も示す。

今後は、整備基本計画をもとに、環境影響評価手続と整備工事の発注手続を行う。

環境影響評価については、本年12月より現況調査を開始するが、整備基本計画の策定以降、手続に入り、環境保全の措置等について検討した上で、環境への影響について明らかにしていく。

また、平成32年度から解体工事、建設工事に着手する予定となっている。

第1章では、計画の目的や計画の概要、建設に関する諸条件を示している。

まず、本計画の背景について、組合では、小平市、東大和市、武蔵村山市の3市から搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理をしている。現在のごみ焼却施設は、3号ごみ焼却施設が稼働から40年以上、4・5号ごみ焼却施設が稼働から30年以上経過しており、新たな施設の整備が喫緊の課題となっている。また、ごみ焼却施設の機能としましては、公衆衛生の向上、二次公害の防止、熱エネルギーの回収、災害発生時への対応など、その役割が多様化、重層化している。このような背景を踏まえ、(仮称)新ごみ焼却施設の基本的な事項を定めることを目的に、平成10年度から開催している「ごみ処理事業に関する連絡協議会」、昨年12月から開催している「新ごみ焼却施設の整備にかかる懇談会」からご意見をいただきながら本計画案を取りまとめた。

本施設の目指すべき姿は、「周辺環境と調和し、地域に親しまれ、市民から信頼されるごみ焼却施設」

とする。

目指すべき施設の姿の実現に向けて、6つの整備方針をまとめた。

1つ目は、安全・安心、かつ安定的に処理が可能な施設であること。安全性、信頼性の高いシステムを選定し、安定的な処理を継続できる強靭性を保有する施設とする。2つ目に、環境に配慮した施設であること。信頼性の高い公害防止設備を導入し、周辺の環境と調和し、熱エネルギーを効率的に回収して有効利用することとする。3つ目に、市民に親しまれ、地域に貢献できる施設であること。地域住民をはじめ、市民が集い、憩うことができ、地域防災に貢献する施設とする。4つ目に、工事期間中のごみ処理支援量の削減を図ること。工事期間中に他団体へ処理を依頼するごみ量について、最小化できるようにする。5つ目に、地域住民との信頼性を継続すること。6つ目に、経済性にすぐれた施設であること。以上の方針に基づき整備を進めていく。

本施設の稼働予定年度は、平成37年度2025年度としている。

本施設は、3市の家庭などから排出される可燃ごみと不燃・粗大ごみ破碎残渣を処理対象物とする。

新しく整備する(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設では、搬入される不燃ごみ、粗大ごみから小型家電や危険物・有害物を手選別で取り除いた後、破碎し、鉄・アルミを選別し、資源化する。この残りを不燃・粗大ごみ破碎残渣と呼んでおり、本施設稼働後は焼却処理をする。

建設予定地は、小平市中島町2番1号、現在の組合事業で使用している用地で、現状は図のとおりである。建設に当たっては、工事期間中も組合でのごみ処理能力をできる限り確保するため、処理能力の大きい4・5号ごみ焼却施設を稼働させながら、3号ごみ焼却施設を解体し、この跡地を利用する。

こちらが全体配置計画(案)である。玉川上水の流心より30m以内の範囲は、小平市風致地区条例の規制があり、建物の高さが15m以下に制限されていることと、建物の外観について、色相や明度、彩度について指定がある。色については、茶系統のいわゆるアースカラーになると思う。

第2章では、施設の規模、ごみ質の設定、公害防止基準などの計画諸元の検討や設定をしている。

まず、施設規模の設定をするため、3市から搬入されるごみ量について、3市の一般廃棄物処理基本計画をもとに組合にて予測した。なお、3市とも今年度が一般廃棄物処理基本計画の見直しや改訂の予定であり、確定したものではない。本施設の稼働目標である平成37年度以降では、平成37年度のごみ焼却量が一番多く、1日の平均処理量は164.27tとなる。

ごみ処理施設の新設について、東日本大震災後は、国より「地震などの災害廃棄物について処理するだけの余裕を持ちなさい」との指導がある。本施設では、安定的なごみ処理の継続を図るとともに、過大な規模とならず、平常時においても安定的な操業ができる施設として、災害廃棄物を平常時のごみ量の10%とした。

施設規模については、計算式のとおり、平常時の年間平均処理量である164.27tに災害廃棄物10%を加味し、定期的な焼却炉の点検・整備などで停止することを考慮した実稼働率、突発の故障などを勘案した調整稼働率を考慮し、236tとする。

公害防止基準の設定について、煙突から排出される排ガスについては、表のように法の基準より厳しく自主基準値を定めた。この自主基準値は、プラントメーカーへの要求水準の値となり、また、工場を操業する際に守らなければならない数値となる。よって、焼却施設の稼働に当たっては、この数値より

もさらに厳しい運転管理値を定め、操業することとなる。ばいじんが0.01g以下、塩化水素が10ppm以下、硫黄酸化物が10ppm以下、窒素酸化物が50ppm以下、ダイオキシン類が0.1ng以下、水銀が30μg以下と設定した。

騒音、振動、悪臭については、小平市告示に基づく規制基準値以下とする。騒音は、昼間50dB以下、朝夕と夜間は45dB以下、振動は、昼間65dB以下、夜間は60dB以下とする。臭気は、敷地境界において臭気指数1.2以下とするほか、煙突排出口や排水水についてもお覧の規制値といたします。プラント排水については、施設内に排水処理設備を設置し、下水排除基準まで処理した後、公共下水に排水しますが、処理水は可能な限り場内で再利用する。公害防止基準の各項目は、今後、東京都環境影響評価条例に基づき、周辺環境への影響を予測・評価するとともに、施設稼働開始後は、実際に測定し、検証する。

次に、災害時の対応としては、まず、一つ目として耐震性については、大きな地震があっても倒壊のおそれのないように、法や基準等に基づく耐震性を確保する。その上で2つ目として始動電源、燃料保管設備については、電力会社から電気が来なくなっても安全に炉を停止するとともに、停電が継続している場合においても、自ら焼却施設を起動できる容量の非常用発電機を設置し、燃料は緊急時に対応できる数量を用意する。また、工場の稼働には薬剤等が必要なことから、③薬剤等の備蓄倉庫については、薬剤等の供給を断たれた場合でも運転できるよう、7日分以上の薬剤を貯留できるものとする。また、水については、既設井戸、または井戸を撤去する場合は代替井戸を整備することにより、災害時にも取水できるものとする。

地域防災への貢献としては、まず、1つ目として、一時的な避難者の受け入れができるように、施設の開放や水、お風呂、トイレ、電源を提供する。また、小平市の防災危機管理課と調整の上、飲料水や食糧の提供ができるようにしたいと考えている。2つ目として、災害情報の提供としましては、排ガス状況表示盤を使った情報の提供をしたいと考えている。また、Wi-Fiアクセスポイントを設置する。そのほか、3つ目として、防災カメラについては、必要に応じて設置を検討する。

情報公開及び地域要望等への対応としては、双方向で開かれた情報交換が可能なコミュニケーションができるようにしたいと考えている。1つ目として、情報の公開は、建設工事期間中の工事の進捗状況や環境調整の結果などを公開する。また、施設の稼働後は、排ガス状況表示盤を道路から見やすい位置に設置し、自主基準値と測定値を表示するなど、積極的に情報を公開する。2つ目として、地域の皆様との意見交換の場である連絡協議会については、引き続き開催する。また、3つ目として、地域との交流については、工事期間中もえんとつフェスティバルを引き続き開催できるように努める。4つ目、こもれびの足湯についても、工事期間中も引き続き利用できるように努める。5つ目、地域防災への貢献については、先ほど説明したように、一時的な避難者の受け入れができるようにする。6つ目として、周辺環境対策については、工事中も施設の稼働後も、大気、騒音、振動、悪臭等による環境への影響を極力防止する。7つ目として、配置計画、建物外観等の配慮については、周辺環境と調和した緑化やイベント開催エリア等に配慮する。また、デザインや色彩についても配慮する。

第3章では、処理方式の検討についてまとめている。

まず、本施設では、可燃ごみの処理の検討に当たって、安全・確実な処理技術、可燃ごみの全てが多

摩地域内において完結する処理処分、循環型社会形成及び地球温暖化防止に資することを条件とし、シンプルな処理システムとして、焼却方式を採用することとした。焼却方式としては、主な方式にストーカ式と流動床式がある。この2つを比較したところ、どちらか1つの方式に限定するほどの有意性は認められなかったことから、業者を選定するに当たり競争性を確保するため、どちらか1つの方式に限定しないこととした。

基本的な処理フローについて説明する。ごみが搬入され、ごみピットと呼ばれる大きな穴に貯留する。その後、焼却炉で焼却し、発生した排ガスはボイラで冷却後、ろ過式集じん器や触媒反応塔で処理し、自主基準値以下の排ガスを煙突から大気中へ放出する。

次に、焼却灰の流れについて説明する。焼却炉で焼却した後に残る灰については、鉄類は資源化し、それでも残ったものは、日の出町にあるエコセメント化施設へ搬出し、エコセメントとして資源化する。

第4章では、プラント設備や土木建築の計画、災害廃棄物処理への対応などをまとめている。

排ガス処理については、まず、ろ過式集じん器で塩化水素、硫酸化物、ダイオキシン類、水銀を除去する。次に、触媒反応塔で、窒素酸化物とダイオキシン類を除去する。余熱利用設備については、焼却炉から出る高温の排ガスを利用し、ボイラで蒸気をつくり発電する。発電能力について、国からの交付金の交付率が通常3分の1であるところをエネルギー回収率等の要件を満たした設備については、交付率が2分の1となるため、その要件を達成するエネルギー回収率19%以上とし、約4,800kW以上の発電機とします。発電した電力は、場内の電力を賄うとともに、余剰電力を電力会社に売却する。熱供給については、こもればの足湯に引き続き温水を提供するほか、場内の冷暖房、風呂等の熱源として利用する。

次に、煙突について説明する。ろ過式集じん機や触媒反応塔で処理された排ガスは、煙突を通過して大気に放出される。煙突はごみの焼却による排ガスを大気に排出し、拡散希釈して環境影響を防止するために設置する。煙突から排出された排ガスは、上昇しながら次第に風に流され拡散する。排ガスの希釈効果、薄められる効果は、一般的に煙突が高いほど大きくなり、地上に到達した濃度が最大となる地点は遠くなる傾向がある。煙突高さについては、排ガスに伴う環境影響の検討とともに、高さや形状等による景観要因や航空障害灯などの附帯設備にも勘案する必要がある。組合においては、煙突高さを、圧迫感の低減や景観への配慮、コストの観点から59.5mを基本としている。100mとしたほうが近隣への影響が小さくなるのではとのご意見もあり、連絡協議会及び懇談会でこの2つの比較に関してご意見が多くあった。そこで、自主基準値として定めた上限の濃度の物質が、煙突から排出されると想定して計算により比較した。結果としては、煙突高さによる影響は軽微であると評価している。こちらが拡散計算の結果である。浮遊粒子状物質、二酸化硫黄などの各物質について、自主基準値で定めた濃度が煙突より排出されたと仮定している。例えば、浮遊粒子状物質で見ると、地上到達濃度は59.5mで0.00006mg、100mで0.0003mg、計算上では2倍の差があるが、大気中の物質を安定した精度で測定ができる濃度は、小数点第3位程度とされている。両者とも、地上到達濃度は小数点第4位以下であり、現況の大気中の濃度と比べても十分に小さく、実際には煙突の高さの違いを識別できるほどの濃度差ではないと言える。60m以上の煙突については、航空障害灯、昼間障害標識の設置が義務づけられている。夜間は、このような中光度、低光度の赤色灯や中光度の白色を点滅させる必要がある。

昼間は、赤と白に塗装するか、白色灯を点滅させる必要がある。60m未満の煙突は、これらの設置義務はない。煙突高さについて、まず、生活環境への影響としては、大気中の濃度を計測しても、差を識別できるほどの濃度差ではないこと、景観への影響としては、100mのほうが、航空障害灯が必要であり、圧迫感などの影響が大きいこと、また60mを超える煙突は、建物と一体化が困難であるため独立煙突となり、コストについても100mのほうが高くなることにより、組合としては59.5mを基本とする。ただし、周辺の高い建物や煙突自身により発生する風のうずや下降気流により、短期的に濃度の上昇も想定されることから、今後環境影響評価の中で風洞実験等により検証する。なお、風洞実験とは、縮小版のまちの模型をつくり、煙を流してどのような流れ方をするか実験するものである。

土木建築計画について説明する。

まず、配置計画については、場内の出入口は、地域住民の安全に配慮した位置に設置し、小平市道A-1号線、それと小平市道A-3号線の交差点について見通しに十分配慮する。市民との交流が図れるイベントエリアを確保し、地域の防災についても配慮する。また、場内には搬入車両の待機スペースを確保し、一般道路で待機させない計画とする。煙突は、工場との一体型を基本とする。場内は、極力緑化をしていく。構造計画としては、建物や煙突については、震度6から7程度の極めてまれな大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害は生じないことを目標として、設計・建設する。建築平面・断面計画としては、見学者動線については、(仮称)不燃・粗大ごみ焼却施設及びこもれびの足湯を含めて見学できるように検討する。また、ごみの受け入れ、処理、灰などの搬出作業は、全て建物内で行い、外部への影響を防止する。建築デザイン計画については、ここ中島町の景観の調和に配慮し計画する。また、玉川上水側は、外壁に変化をつける分節化やベランダ緑化等により圧迫感を和らげる計画とする。

現在想定している立面図案を示す。小平市風致地区条例による規制範囲については、建物高さを15m以下とする。また、現在の4・5号ごみ焼却施設の建物高さが22.5mであることより、本施設の高さは22m以下とする。

本施設では、ごみ焼却施設の仕組みを理解してもらうためと、ごみ処理や環境問題に関する普及啓発のため、環境啓発機能・プラザ機能を備えることとする。

第5章では、事業方式について取りまとめた。

本施設の整備に当たっては、限られた財源の中で、安全・安心な施設の建設・運営を行う必要があるこのような中で、民間の有する資本やノウハウを活用し、より効率的・効果的に公共事業を実施する手法が導入されるようになってきている。本施設の整備は、公設民営(DBO)方式を基本とする。公設民営(DBO)方式とは、公共が財源を確保し、施設の設計・建設・運営を業者に委託する事業方式のことである。DBO方式を基本とする理由については、以下の3点。民間の資金を活用したPFI方式に比べ、行政側の意向を設計・建設に反映できること。2つ目として、公設公営方式に比べ、経費削減が見込めること。3つ目として、民間事業者へ委託することにより、プラントメーカーの技術力とノウハウを活用することができ、複雑で高度なプラントの円滑な整備・運営が期待できること。なお、運営請負事業者への指導・監督、公害防止、法改正への対応、災害時の対応のほか、将来の大規模改修や施設更新の際に不都合が生じないように、組合において、専門的な知識や経験を継承することについて留意

する。

第6章では、財政計画についてまとめている。

概算事業費については、プラントメーカーへのヒアリングをもとに、事業全体の概算事業費を293億円と想定した。概算事業費は目安であり、今後本計画をもとに検討を行う事業方式や契約に向けた要求水準書の作成、契約時の要求を勘案して、改めて精査する。なお、工事期間中に他団体へごみ処理を依頼する費用及び運営・維持管理にかかる費用については、今後事業を進める中で確認する。概算事業費をもとに、想定した財源計画はこのとおりです。事業費の約30%を国からの交付金、約60%を地方債、約10%を一般財源等で賄う計画である。

第7章はスケジュールについては、プラントメーカーへのヒアリングをもとに、平成32年度から3号ごみ焼却施設の解体に着手し、解体後、新施設の建設工事に入る。平成37年度の途中から試運転を始め、平成38年度1月ごろ稼働開始を予定している。本施設稼働後、4・5号ごみ焼却施設を解体し、その跡地に管理棟を建設する予定である。

以上が本計画（案）の概要であるが、本計画（案）については、本年11月13日から12月11日までの期間、パブリックコメントを募集する。本計画（案）の公表は、組合のほか、3市のごみ担当課の窓口、組合及び3市のホームページでも閲覧できる。意見については、組合計画課まで。意見書の提出方法については、指定の書式のほか、任意の書式でも結構である。任意の書式の場合は、名前と住所を記入すること。市民説明会については、組合で3回、各市で1回ずつの計6回を予定している。

（事務局） このような形で説明会を進めていく。わかりにくいとか、こうしたらいいのでないかというのがあるか。

（委員） パブリックコメントの期限だが、郵送の場合は消印有効になっているが、メールやファクスだと、その日の夜中の12時まで大丈夫なのか。

（事務局） 12月11日までに到着した分と考えている。

（委員） 17時までではなく、24時までか。

（事務局） 窓口はもちろん17時で閉まるので、それ以外は当日中となる。

（委員） 全体事業スケジュールの表、新施設建設工事の線がわかりづらいかと思うので、焼却施設と新管理棟という文字を入れたらどうか。新管理棟がいつ動き、市民として使えるのはいつかというところの終わりが、平成39年度。焼却施設は先に稼働するというのは、何か文字を入れたほうが良いと思う。

（委員） 住民説明会のときに資料はどこまで配るのか。基本計画そのものはかなりボリュームがある。かといってパワーポイントもかなりボリュームがあって、どういう資料を配ってパワーポイントで説明するのか。

（事務局） 本計画（案）の本編とパワーポイントの資料となる。

（委員） A3判の両面でA4判4枚分ぐらいの概要版をつくってやっているところも多いが、かなり人数が来るとかなりのボリュームだと思う。

もう一点、整備基本計画（案）についてというパワーポイントだが、よく住民説明会で、

唐突に話が出てきたということと言われる。ただ、ここは既設工場を建てかえるので、ある程度ご存じの方は多いと思うが、ここの計画、ここのスケジュールについては、今まで基本計画をまとめてきた、これでパブリックコメントをやりますよというようなものを入れて、事務局でつくって出しているのではありませんというような表現をされたほうがわかりやすいと思う。具体的に言うと、何年前に「今後の施設整備のあり方」という報告書をつくりました。その後、基本計画が実際にスタートして、構成市が入っている連絡会、あるいは連絡協議会とこの懇談会、見学会、いろんなことをやってまとめてきているというものを、そういうスケジュール感があって、それで基本計画ができて、パブコメに入りましたというのが、このスタートに来るスケジュールがあれば、そういうものではないかなと思う。環境影響評価とか、工事というのは、後からスケジュールが出てくるので、それは最後になって、こういう基本計画とわかった段階で、これから環境影響評価と工事をやるということがわかればよいのであって、そのようなイメージ。そのほうが理解は進むし、唐突に出てきたものじゃなくて、十分検討がされたものとなるのではないかなと思う。

(委員) 今後の整備のあり方というのを前につくられたときには、公表したか。パブコメはとらなかつたか。

(事務局) パブコメはやっていない。

(委員) 内部検討は内部検討でいいと思う。ただ、もっと経緯を説明するという流れでやったほうが流れやすいのかなと思う。

(座長) これにプラスしてという形になるのかなと思う。

(委員) あとこういう時点でちゃんと公表している書類もこのところの段階でこういうふうには踏んでいるというところを見せれば良いと思う。

(委員) ホームページにも出ている。

(委員) 工事期間中のごみ処理支援量の削減、他団体への処理量を最小限にするとあるが、これは逆に言うと、工事が始まってコンクリートを打ったり、土を搬出したりで工事車両が増える中、できれば他団体に全部任せて、地域の負担を減らしたほうが良いというのが通常の考えなのかという気がするが、出来るだけ自分のところでごみは受け入れるように、なおかつ工事車両も通るといって、ちょっと地域への負担が多くなってしまっていると読めてしまう。言い回しを少し工夫したほうが良いのかなということと、削減するというのはお金がかかるからという理解か。

(事務局) 費用もかかり、他団体に持っていけば、その地域の方もいる。確かに工事車両も増えるということになるが、その中でもできるだけこの組合の中で処理するという方法を考えていこうということにしている。

(委員) ただ単純にこれだけ読むと、収集車、ごみの受け入れ量はそんなに減らず、工事車両が増えるというので、ちょっと気になる。

(座長) 表現の仕方とすればどんなふうになるか。

(事務局) 自区内処理の原則というのがある。3市は自区内でできないので、3市全体を自区内と

して、この処理場を使って自区内処理をやっている。そこに最大限努力して、その結果、どうしても処理できない量について他団体をお願いするというのが、基本である。確かに工事車両も含めてごみ量も最大燃やすという表現は、そういう読み方もできるかもしれないが、こういう文言がないと他団体をお願いできない。最大限努力しているのでお願いしますという、そういう意味の文章としている。

(座 長) 今みたいな言葉を説明の中で入れるような感じでいいのかと思う。

(委 員) これまでの経過ということで、懇談会を行ってきて、そうした意見を踏まえてつくったものだと思うが、懇談会については、経過を一応市民参加の懇談会で途中から公募市民を加えて開催してきたということを入れたほうがよいのではないかな。ちゃんと公募した上でやっているということの説明の中で言ってもらったほうがいいのかと思う。

それから、コストについては意見を言ってくると思う。ちょうどオリンピックに重なってしまったということがあって、ちょっと割高なコストになりそうだなと思うのがあると思うが、2020年にちょうど解体工事が始まる。その2年後に新施設の建設工事が始まるということになっていて、2020年より前に全部建設の契約というのをしてしまうのだったら、全てオリンピック前だから割高になってしまうのか。それともオリンピック後に工事の単価が下がってきたら、それを反映して少し安くなったりするのかと思ったが、その辺はどうか。

(座 長) 今オリンピックを控えて逆にいろんな事業がストップしている。逆にオリンピックが終わると、それが始まり出すので、すぐには単価が下がるとか、そういうことがないのではないかなというのが大方の見方と思う。実際そうならみないとわからないが、だから事業自体がストップしているというような状況があって、急激に下がっていくというものではないと思う。

(委 員) 公にはこうだというのは言えないが、ピークは過ぎているような感じがする。コストを考えたときには、1社入札でなくて、何社も含めた競争性を働かせることが、コスト削減に一番効果があると思う。そういう点では、ここは焼却炉の方式を1つに決めないで、ストーカと流動床どちらでもいいという形で、その辺を考慮した形の基本計画になると思う。ただ、時期的な問題は、高いから先送りするというのは、こういう大きい事業の場合は難しいと思う。ただ、ピークは過ぎているような気がする。

(座 長) ほかにあるか。これを聞くと、文字が多いかなと思う。ちょっとつくり方の問題かなと思うが、大切なことはちゃんと伝えなきゃいけないので、そういった意味ではいいと思うが。

(委 員) 少しかたいという感じがする。初め聞いたように、どういう資料を出すかによって、説明するのが本当にわかりやすい形でいいのではないかなと思う。文字に書いてあるのが残って、そのとおりにやるが、このとおりに説明しても、なかなかわかりにくい。出す資料と説明の仕方のトーンを変えた形で説明したほうが伝わる。

(事務局) 内容自体がかたいというのはある。説明の仕方の問題か。

(座 長) 確かに内容自体もかたいが、普通は表とかグラフとかがあって、それを言葉で説明する

というようなのがわかりやすいなという感じがする。

(委員) 資料は自分でつくったら、妻に読ませて、妻が理解できないものは普通の人は大体理解できない。あなたの知識を幾ら詰め込んでもだめだとは言われている。ただ、この建て替えの話は、妻みたいな人たちが行くとは思えない。やはりいろいろと勉強した人が行って、どうやったら組合の人をいじめてやろうかぐらいの気持ちの人が行くわけであって、それに対してはやはり何かしらの正しいデータなり、正しい意見を言わないといけない。資料としては、妻が読んでもわかるような資料として、自分たちが持っているデータは、幾ら質問されても答えられるという心構えで行けば、それはそれなりにいいと思う。だから建て替えをやるから聞きに行こうという人と、どういうものなのか、もし数字1つ違ったら何とかしてやろうというものの両極端と中間層とか、いろんな幅広い人たちが行くのであって、そこにできるには、一番いいのはやはり簡単な資料がよく、質問されたときには何事にも答えられるというものを持っていくというのが一番いいと思う。

(座長) 逆に説明を省くと、そんな説明は聞いていないというようなことにもなりかねないのかなと思う。

(委員) 説明者のすごく真摯な説明の仕方はいいと思うが、最初に全体の流れを説明して、全体のボリューム感がこれぐらいで、こういう順番で説明していくという中で入ったほうが、多分聞き取りやすい。1章、2章とこっちはあるが、最初に全体の流れとしては、まず、計画の概要があって、2章として、計画の諸元があって、多分それをまず示して、こんな流れで全体を説明しますよという説明をしたほうが、ボリューム感もわかりやすいし、そこに何ページから何ページみたいな目次みたいに簡単に入れておくと、このパワーポイントの目次としてつくられたほうが聞き取りやすい。それと、市民の方へのアピールポイントみたいなのをもう少しみ砕いて説明する。例えばここでいうと、ほかでもいろんなごみ施設が新しくなっているが、特にこういうところに力を入れている施設や、ここでは安全性とか、そういったごみ処理に関してのところは、今の新しく建て替えたところとほぼ遜色ないか、それ以上のレベルのものを確保しながら、プラスアルファとして災害時の市民への貢献のような話とか、そういう地域の住民とか子供たちへの環境教育や、そういうところをかなり重視したものになっているとか、特徴的な話を少し入れたほうが、やわらかくなるというか、何かほかと違いがあるのというようなところを少し、どこを重視したかというところを入れられたほうがわかりやすいという気はした。

(座長) この間、武蔵野の施設がグッドデザイン賞で新聞に出ていたが、あれくらい見ただけでインパクトがあれば、また別かと思うが、それを目指しているわけではないので、何かアピールポイントをぶつけられるものがあるといいなという感じがする。

(委員) そのアピールポイントでいうと、井戸が敷地内にあるのは重要で、ほかの施設にはないところが多い。それで今まですごく大量に使っていたが、それが今回の新しい施設では、水もすごく削減されるし、今までは電気代がかかっていたのが、むしろ売電するようになる。太陽光なんかも入れる。その辺のところはみんなすごく関心が高いところだと思うの

で、そういうメリットをアピールしてはどうかと思う。それから、これは3市の焼却炉なので、最初に地図があって、3市がこうあって、それでこの3市の中でここにこの施設はあるということがあると、わかりやすいと思う。そういうことがよくわかっていないと、新しく越してきた人なんかはよくわからないかもしれないし、そういう地図があればすぐわかりやすいと思う。

(委員) 各市の市報等で、衛生組合の施設の更新が始まりますというようなことで、流すように働きかけてもらったほうがいいと思う。それから、広報えんとつの情報は、普通の一般市民は、直接どうという感じを持たないから、組合の議員さんが出て、年に数回の定例会、臨時会、それぞれをやっているが、実際には市民にはそういう内容が伝わってきていない。ですから一般市民の目線で全然知らない白紙の状態に臨む人もいるし、ただ説明会といっても、武蔵村山市は、はっきり言って14日の昼間にやっても、そんなに来ないと思う。ですからそれで終わりましたよ、パブリックコメントもそれでとりますからどうですかと言っても、ぴんと来ないケースもあるのではないかなと思う。広報えんとつにしっかり、それから過去にも広報えんとつでは毎回いろんなことで触れていると思うが、そういう面を徹底することと、それから各市の市報をもっともっと衛生組合のこの更新について活用する、そういうことが大事だと思う。もっと前から大事だと感じていた。これで武蔵村山の審議会の答申を出す、いろんな面で衛生組合のこの更新について、浸透はそんなにしていないと思う。

(座長) 議会は年に何回か議会報告だけ、中での報告だけで、あと議会報なんかでその報告の内容は少し載るくらい。少なくともここに派遣されている議員から何か伝わるというのは難しいのかなと思う。一番は広報えんとつ。これが一番皆さん目にするのかなと思うが、市報である程度の経過を載せるということも考えられるのかなと思う。節目でこんなになっている、今こういう状況ですみたいな、そういったものは何か知らせる手段があっているのかなと思う。検討してほしい。

(事務局) 市報にも載せるように各市に要請していく。ただ、基本は、組合の広報えんとつとなり、新聞折り込みという形で情報提供していきたいと考えている。例年、年に2回ですが、臨時号を作成して、進捗状況に応じて節目では市民の皆様へ情報提供していきたいと考えている。

(委員) 資料は両方を配る必要はないと思う。片一方でいいと思う。説明会も、恐らく広報を出しても、せいぜい20人は来ないと思う。同じ中島町でも。結局そういうものだというところで、みんな飲み込んでいるみたいな感じがする。だからできれば難しいことは言わないで、1つで十分話ができるのではないかな。

(座長) この説明を受けてというか、結局市民からも逆に今度意見をもらうようになる。そうすると、説明された中だけで意見ということと、ある程度のこういったものを目にして意見を言うという方もいるので、これはその場でこの中身の説明を一々するわけではないので、持ち帰って目を通してもらうという資料としては、これも配布してもいいと思う。結

局説明されただけだと、なかなか意見が言いづらい部分もある。逆にここに書いてあるのに、それに対して説明の中ではなかったけど、ここに書いてあったとかというところも出てくるのではないかと思うので、これはこれで配布したほうがよいと思う。

(委員) それは組合に任せればよい。ここで決めることではない。

(座長) 意見として伺う。

・次回の開催日について

第11回 平成30年1月30日(火) 19:00～21:00

小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階 大会議室